

いじめのサイン

発見シート

自分からいじめられていることをなかなか打ち明けられない子どももいます。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとは違った行動や態度が現れます。「いじめのサイン発見シート」を使って、普段の生活との違いをチェックしてみてください。

●家庭で気をつけるポイント

いじめの被害者は、いじめられていることを言にくい

○家族に心配をかけたくない

○いじめたことを言ったことが分かった、さらにいじめられる心配がある

いじめの加害者は、いじめと認識せず、からかいやいたずらなどを遊び半分でやる

○被害者が平気そうなので大丈夫

○悪いのは自分だけじゃない

●子どもの出すサイン

☐ 元気がない

☐ メールの内容を気にしすぎる

☐ 学習意欲が低下する

☐ どことなくおどおどしている

☐ 持ち物がなくなる

☐ 金遣いが急に荒くなる

☐ 登校をしがる

☐ 服装の汚れや破れが目につく

☐ 食欲がない

☐ 携帯電話・スマホを離さない

☐ 友達の話をしなくなる

☐ 成績が急に下がる

☐ 落書きが目立つ

☐ 金品を持ち出す

☐ あざや傷がある



☐ 言葉遣いが荒くなる

☐ 言うことをきかない

☐ 学習意欲が低下する

☐ 買った覚えのない物を持っている

☐ 与えたお金以上のものを持っている

☐ すぐにかっとなって暴力を振るう

☐ 友達を呼び捨てにする

☐ 友達に軽蔑した口調で話す



大人の役割

- いじめを許さない心を育てるため、善悪の判断や正義感、思いやりの心等を育みます。
- 日ごろから子どもに寄り添い、悩み等を家庭で相談できる雰囲気づくりに努めます。
- インターネットやSNS等の使い方について、フィルターや一定のルールを設けるなど、トラブルの未然防止に努めます。
- 「あれ？もしかして」と思ったら、学校に相談します。担任はもちろん、スクールカウンセラー等すべての教職員が対応します。

●相談窓口・関連サイト

相談機関	電話番号	相談内容等
24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	☎0120-0-78310 (なやみ言おう)	24時間受付 いじめ問題など子どものSOS全般
子どもの人権110番 (法務省)	☎0120-007-110	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く) いじめ、虐待など、子どもの人権に関する相談
子どもの人権SOS (法務省)		ネットで受付 http://www.mhlw.go.jp/dan/PC_CH/0101.html
児童相談所全国ダイヤル (厚生労働省)		24時間受付 虐待、いじめ、不登校、発達障害などに関する相談
ふくしま24時間子ども相談 (福島県教育委員会)		24時間受付 いじめ、不登校、発達障害などに関する相談
ふくしま子ども相談 (福島県教育委員会)		24時間受付 いじめ、不登校、発達障害などに関する相談
ダイヤルSOS (福島県教育センター)		24時間受付 いじめ、不登校、発達障害などに関する相談
いじめ110番 (福島県警察本部)	☎0120-795-110	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) いじめ・少年の悩みに関する相談
よりそいホットライン (岩手・宮城・福島専用) (社会的包摂サポートセンター)	☎0120-279-226 (つなぐ・つつむ)	24時間受付 悩みごと全般
チャイルドライン (チャイルドライン支援センター)	☎0120-99-7777	毎日 16:00～21:00 (年末年始を除く) 18歳までの子どものための悩みごと相談

最新の情報を南相馬市のホームページで紹介させていただきます。



一人で考え込まずに気軽に相談しよう！

いじめのない社会の実現を目指します

～いじめはすべての子どもに関する問題です～



南相馬市ふるさと回帰支援センター
マスコットキャラクター「のまたん」

南相馬市では「いじめ防止等に関する条例」を制定し、総力を挙げていじめ防止等に取り組んでいます。その中で、学校ではいじめの早期発見・早期対応を目指し、様々な取り組みを進めています。また、「南相馬市いじめ問題対策連絡協議会」では関係する機関や団体が集まり、いじめ防止に向けた話し合いを進めています。

次世代を担う子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境を実現するために、引き続き市民の皆さまのご協力をお願いいたします。

いじめをしない・させない・ゆるさない



いじめ根絶宣言

「人を傷つける言動は絶対にしません」等、全員でいじめ根絶の約束や宣言をしたり、いじめ根絶を誓い署名したりしました。



情報モラル教育

被害者にも加害者にもならないようにスマートフォンやインターネット使用におけるマナーや犯罪の現状を理解しました。

いじめ防止集会

いじめについて代表児童生徒から全校生へ発信し、よりよい学校にするため、いじめ未然防止の意識づけを図りました。

いじめ防止ポスター作成・掲示

児童生徒の願いや思いが伝わるいじめ防止ポスターをみんなで作り、校舎内のあちこちに掲示しています。



いじめ防止標語・スローガン作り

全校生から標語・スローガンを募集。代表委員会で決定し、校舎内に掲示したり、全校生へ呼びかけたりしています。



一緒に遊ぼう集会

異学年で遊ぶ経験を通して、年上の子が積極的にお世話をしたり、お互いのよさを認め合ったりしながら仲良くなりました。

あいさつ運動

代表児童生徒が朝に昇降口や各教室であいさつしています。元気にできた人を「あいさつチャンピオン」として発表しました。

いじめをテーマした劇を発表

児童生徒が考えた台本で劇を行い、いじめを見た場合の対応や友だちのよさを認め合う大切さについて伝えました。



スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーによる個別相談や授業参観を計画的に実施。教員や保護者とも面談し、早期発見・対応に努めています。



道徳授業の充実

全学級がいじめに関わる内容の道徳を授業参観で実施。お互いを理解し、充実した学校生活にしようという意識が高まりました。



すべての学校

- 教育活動全体を通して、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養います。
- 児童生徒が安心して学べる教育環境づくりに努めます。
- いじめアンケートの実施。
(児童生徒・毎月、保護者・隔月)
- 学校生活における児童生徒の意欲や満足感、学級集団の状態をみることができると教育・心理検査の実施。
(年2回)
- 学校いじめ問題対策連絡協議会の開催。(年3回程度)

「いじめ」の定義

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものです。受けた側の人が嫌な気持ちになったり、痛みを感じたりすることを「いじめ」といいます。

自分ではいじめているつもりがなくても、相手が「嫌だな」、「やめてほしい」と感じていれば、それらはすべて「いじめ」になります。

◇どんなことが「いじめ」になるの？



●「ネット上のいじめ」の例

- SNS等での「ネットいじめ」
 - ①誹謗中傷の書き込み
 - ②個人情報や無断で掲載
 - ③他人になりすましてネット上で活動を行う
- メールでの「ネットいじめ」
 - ①メールで誹謗中傷を行う
 - ②「チェーンメール」で誹謗中傷の内容を送信
 - ③「なりすましメール」で誹謗中傷を行う
 - ④オンラインゲームのチャットでの誹謗中傷